

犯罪被害者等支援条例（案）に対する意見と市の考え方

【概要】

パブリックコメント募集期間：令和5年10月6日（金）から11月6日（月）まで

意見提出方法：直接持ち込み0件、郵送0件、ファックス0件、電子メール0件、電子申請総合窓口2件

提出人数：2人

意見件数：2件

No.	意見	市の考え方
1	犯罪被害者に学校でのいじめ被害者も入っていますか？学校やネットでの未成年同士のいじめは犯罪です。はっきりとした暴力や迫害があった場合は加害者に学校の教室を別室隔離などの措置をすることが被害者を守る事になります。加害者が教室に通い続けることは被害者を孤立させることとなります。どうか、いじめ被害者が不登校、加害者が罰も罪も問われない環境にしないようお願いいたします。	いじめを受けた全ての方が、犯罪被害者に該当するわけではありません。犯罪被害者に該当する例としては、裁判所において、いじめを行った未成年者が刑罰法令に触れる行為を行ったと判断された場合と考えます。その場合には、条例による犯罪被害者等の支援の対象となります。
2	岡崎市犯罪被害者等支援条例（案）において、犯罪被害者となった同姓パートナーも犯罪被害者給付金や見舞金を受け取れる制度にして頂きたいです。他の自治体では現在、札幌市や大阪市、埼玉県飯能市、埼玉県春日部市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県白岡市などが同姓パートナーに対しても犯罪被害者給付金ないし犯罪被害者見舞金を支給しています。岡崎市では「岡崎市男女共同参画の推進及び多様な性を尊重する社会を実現するための条例」が施行され、性別等による不当な差別を禁止する文言を含んだ条例が令和4年から施行されました。更に、上記の条例にはパートナーシップ制度についても規定されています。岡崎市に暮らす同姓パートナーも含めて全ての方が安心して暮らすことが出来る様、岡崎市犯罪被害者等支援条例（案）におきましては、同姓パートナーも犯罪被害者給付金を受け取れる様にして頂きたいと考えます。	岡崎市男女共同参画の推進及び多様な性を尊重する社会を実現するための条例第10条の2に規定するパートナーシップ・ファミリーシップ制度において受理証明書を交付された方は、条例（案）第2条第2号の「犯罪被害者等」に該当すると考えています。 犯罪被害者等への具体的な支援の内容を定める要綱で、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の受理証明書を交付された方が支援対象者に該当することを規定します。